



報道機関 各位

記者発表資料
令和5年2月8日（水）
問い合わせ先：保育課
課長：松尾
担当：新倉、原川
電話：829-1867
内線：2975

職員の事務遅滞により請求が不可能となった労災保険給付等について

このたび、市立保育所の会計年度任用職員（以下「請求者」）の労災保険等に係る給付請求権について、本市職員が事務を怠ったことにより消滅時効が成立した事案が発生しました。

本市の信用・信頼を損ねたことを市民の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、今後このようなことがないように、再発防止を徹底してまいります。

1 概要

保育課職員が事業所としての証明処理を行うために、令和2年度に請求者から提出された労災保険給付及び健康保険給付に係る申請書4件（うち労災保険が2件、健康保険が2件）について、事務処理を行わずに申請書を持ったままにしていたため、当該請求権の消滅時効が成立し、労災保険給付等に係る請求が不可能となったことが、書類整理をしていた当該職員からの申出により発覚したものです。

2 請求が不可能となった労災保険・健康保険に係る給付の内容

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 対象職員 | 4名（全て会計年度任用職員） |
| (2) 金額 | ① 384,768円 |
| | ② 12,704円 |
| | ③ 26,664円 |
| | ④ 854,298円 |
| 合計 | 1,278,434円 |

3 対応

全ての請求者に対し、本事案について説明とお詫びをしました。今後、損害賠償金として、本来請求者が受けるべきであった給付相当額に遅延損害金を合わせた金額を市が支払い、その後の対応についても適切に行ってまいります。

4 再発防止策

労災保険給付等に係る事務について、保育課と保育園が相互に処理状況・進捗を確認できるよう、申請簿を作成し管理を徹底してまいります。